特例省令第三条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十五条第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第二条第一項の表特例省令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間	特例省令第三条第一項の表特例省令第二条第一項の規定により読み替えられた同令第一条第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の項下欄に規定する期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

2　前項の規定は、平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項及び第三項、第二十四条の三第一項並びに第三十四条第一項の規定に基づき、並びに同法第三十五条の規定を実施するため、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)中

「原子力発電設備	」を
「原子力発電設備	原子炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉をいう。以下同じ。）の廃止に必要な固定資産及び原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産を含む。」に

改める。

（原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部改正）

第二条　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四　「総見積額」とは、特定原子力発電施設ごとの解体に要する全費用の見積額をいう。

第一条第六号を次のように改める。

六　「積立期間」とは、特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して五十年を経過する月までの期間（第二条の二第一項又は第四項の通知があった場合には、直近の当該通知があった期間）をいう。

第一条第七号を削る。

第二条に次の一項を加える。

2　前項の承認は、積立期間が終了する月の属する事業年度まで受けるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（積立期間の変更）

第二条の二　経済産業大臣は、対象電気事業者から特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廃止（当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から起算して四十年を経過する月までの間に行われるものに限る。）に係る電気事業法第九条第一項の規定による届出を受けたときは、当該対象電気事業者に対し、当該特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から当該廃止が行われる日の属する月から起算して十年を経過する月までの期間を次条の積立てを行うべき積立期間として通知するものとする。

2　対象電気事業者は、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項若しくは第三項の規定により読み替えて準用する原子炉等規制法第十二条の六第三項の規定による認可を受けたとき又は原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項の規定により読み替えて準用する原子炉等規制法第十二条の六第五項の規定による届出をしたときは、速やかに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3　前項の報告をする場合には、原子力規制委員会の認可を受けた、又は原子力規制委員会に届け出た廃止措置計画（原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項に規定する廃止措置計画をいう。次項第二号において同じ。）の写しを添付しなければならない。

4　経済産業大臣は、第二項の報告を受けたときは、当該対象電気事業者に対し、当該報告に係る特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日の属する月から次の各号に掲げる月のいずれか早い月までの期間を次条の積立てを行うべき積立期間として通知するものとする。

一　当該特定原子力発電施設に係る積立期間が終了する月

二　当該特定原子力発電施設に係る廃止措置計画における安全貯蔵期間が終了する日の属する月

第三条第一項中「当該事業年度の積立限度額が前事業年度においてその積立限度額として算定された金額を超えるときは、当該超える金額（発電開始日の属する事業年度にあっては当該事業年度の積立限度額）」を「総見積額からこの条の規定により前事業年度までに積み立てられた原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額に次条第三項の規定により前事業年度までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を加えて得た金額（当該金額が零に満たない場合にあっては、零）を当該事業年度以降の積立期間の月数で除し、これに当該事業年度における積立期間の月数を乗じて得た金額」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に改め、「により」の下に「前事業年度末までに」を加え、「前事業年度末の残高が当該事業年度の積立限度額」を「総額からこの項の規定により前事業年度末までに取り崩された原子力発電施設解体引当金の総額を控除して得た金額が総見積額」に、「当該残高」を「前条の規定により積み立てられた原子力発電施設解体引当金の前事業年度末の残高」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「前条」に改める。

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第三条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「固定資産除却費（環境対策費を除く。）」の下に「、原子力発電施設解体費」を加え、同項第三号中「、原子力発電施設解体費」を削る。

第十九条の二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費」を「及び特定放射性廃棄物処分費」に改める。

第十九条の二十二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項第二号中「、特定放射性廃棄物処分費の変動額及び原子力発電施設解体費」を「及び特定放射性廃棄物処分費」に改める。

様式第八の二中

「特定放射性廃棄物処分費		
原子力発電施設解体費		
地帯間購入電源費		

」を